

法然門下の「往生」理解

——特に浄土往生後の菩薩の階位の問題を中心として——

那 須 一 雄

一 問題の所在 法然(1133～1212)没後、門下諸師の教学形成の過程において、『観無量寿経』(以下「観経」)の九品段の解釈の展開として「念仏行者は浄土往生後、菩薩の五十二位(十信・十住・十行・十回向・十地・等覺・妙覺)のどの位に住するか」が、教学的考察の対象となったことは、これまで門下諸師の教学研究において、あまり注目されてこなかった。本論では、まず法然が九品段と「浄土往生者の菩薩の階位」の問題について、どのような立場を取っていたのかについて考え、その上で、法然門下の中でも阿弥陀仏に対する信を強調したグループに属すると言われる、隆寛(1148～1227)、証空(1177～1247)、幸西(1163～1247)、親鸞(1173～1262)の四師の説を検討し、これら四師の教学的立場と教理史的背景について考える。

二 法然の往生理解 『観経』九品段では、此土での心の持ち方や行いが九通りに優劣順に示され、その優劣で往生後の様態も九通りに分類されることが説かれる。だが法然の述作では『観経』原文の説意は強調されていない。法然述作を成

立年代順に検討すると、法然が『観経』九品段を解釈する中で特に説き示したことは、九品のどの機類の人であろうと、此土で廻心して定散二善を廃し称名念仏一行を修すべきであることと、称名念仏の教えに帰依すれば誰でも上品上生段に説かれる往生ができるということであったと言える。⁽¹⁾

さて『観経』上品上生段では、浄土往生後、仏菩薩を見、教えを聞くと直ちに「無生法忍を悟る」ことが説かれる。この無生法忍とは、行者の心の認識の状態を示した語であり、階位を示すものではない。だが、九品段では、浄土往生後の行者の状態を「歡喜地」(上品下生)、「初地」(下品上生)、「阿羅漢道」(中品上生、中品下生)、「須陀洹」(中品中生)等、行者の修道の階位を用いて説明がなされている箇所がある。従って上品上生に往生する者の得る「無生法忍」が行者の修道のどの階位に相当するのかわきという問題が生じ得ることが考えられる。法然の述作中、この点について直接述べたものは無いが、『観経釈』の勢至観釈に於て、善導(613～681)の『観

法然門下の「往生」理解（那 須）

『經四帖疏』の文を引用する箇所（昭和修法然上人全集（以下「昭法全」）109～110）と、『選択集』多善根章において、『法事讃』の文を引用する部分（真宗聖教全書（以下「真聖全」）①983～984）の記述から、ある程度の推測はできる。則ち前者からは「地前望地上為苦・・・進下位昇上位」とあることにより、往生後の階位は「地前」即ち「十回向以下」と認識されていたこと、後者からは「入三賢」とあることから「初住位に入る」と見ていたことがわかる。従って法然は上品上生者の往生後の階位について「初住位」とする立場に立っていたのではないかという推測ができる。

以上のように、法然は『観経』九品段を解釈する中で、どの機類の人であろうと専修念仏の教えに帰し、上品上生の往生を遂げるべきことを勧めるが、九品段の原文には往生者は九品の機類に従って浄土往生することが説かれ、九品の行者の往生後の階位や様態は様々である。しかし法然は、自らが勧める上品上生の往生者の往生後に得る「無生法忍」の意味も含め、九品段における浄土往生後の記述についてはあまり関心を持って論じていない。従って、法然が勧めた『観経』上品上生の往生で、往生後に得るとされる「無生法忍」が仏道のどの階位に相当するか、さらには九品段全般をどう取り扱うかについて検討することは、法然を承けた門下諸師にとっては、教理史的な視点から見ても、自然な流れであった

と言える。

三 隆寛の往生理解 上記の点について、まず隆寛の立場を検討すると、浄土往生後の菩薩の階位については『極樂浄土宗義』に「問凡夫乘本願往報土時、証得何位乎。答得無生法忍登初住位。由本願難思力故也。・・・問無生忍益淺深相分広通凡聖。以何得知是初住位也。・・・」（平井正戒編・隆寛律師遺文集（以下「遺文集」）23～24）という問答をしている。この問答からは、隆寛が浄土往生後の菩薩の階位について第十一位の初住と見ていたことがわかる。⁽²⁾さらに同書では、初住に達した後、次々と上の位へ昇っていくこと、しかもそれは、行者の心を策励することに依る、行者の自力での昇階ではなく、浄土往生後に備えた「自然依入の徳」に基づく、他力による昇階であることが説かれる。（遺文集25）

次に『観経』九品段理解であるが、『散善義問答』と『極樂浄土宗義』の立場を示すと、前者では、未廻心の行者の往生について示したものが『観経』の九品段であり、これは『大無量寿経（以下「大経」）』で説かれる疑惑胎生・辺地（化土）往生に相当するとされる。⁽³⁾そして未廻心の行者は胎生辺地から報土へ移るとされるが、辺地で蓮華に閉ざされる期間、あるいは報土に移った後の得果に九品の差があると説かれる。後者では、辺地は報土に摂せられると述べられ、さらに辺地とは疑者をして誘進させ、仏願を信ぜしめんがための権説・

譬喩であるとされる。⁽⁴⁾従つて浄土に往生すれば即時に無生忍を得、報土に移ると説かれる。⁽⁵⁾

四 証空の往生理解 証空における浄土往生後の菩薩の階位に対する立場は『定散料簡義』に見られる。証空はここで「五に当得往生、是は発三心の上の益を顕はす。捨命の後、正に見仏聞法して即悟無生する時・・・仏も衆生も不二一体にして遙かに凡聖の境を超へ、色身の都を出でて等覺の眼を醒ます位なり」(『定散料簡義』西山上人短編鈔物集(以下「鈔物集」71)と述べる。ここに「等覺の眼を醒ます位」とあるように、証空は、阿弥陀仏に帰依する念仏往生者は浄土で第五十一位の等覺位に達すると見ていたことがわかる。⁽⁶⁾さらに『般舟讚觀門義』に「凡夫生浄土横九品意一切無差別証無生忍意也」(西山全書(以下「西全」)④94)「横一切人天聖衆齊備、非無差別而已。豎等仏無異也」(西全④627)、『散觀門義』に「觀門解既起三心具相応弘願、具縛凡夫生報仏土更無差別」(西全③375)と述べていることを合わせて考えれば、この等覺位には、行者が弘願の信の状態に達したならば、九品の差無く到達できると見ていたことがわかる。

次に『觀經』九品段理解だが、行門の時に修した諸行の種類により、浄土往生後において九品の差別があるとするような記述もある。⁽⁸⁾しかし全体的には上記のように、弘願の信の状態に達した行者は往生後、九品の差別が無いという点に重

点を置いた理解を示している。さらに証空は『定觀門義』において、弘願の信の状態に達していない状態とは、行者が阿弥陀仏の本願に対して疑心を持っている状態であるとする。そして疑心を持つている状態でも一応浄土往生はできるが、それは弘願の信の状態に達した人が果たす報土往生ではなく、「華未発」の「辺地胎生」への往生に過ぎないとする。そしてこの往生のことを「疑心往生」とし、この「疑心往生」の行者にならないよう誠めるために、方便として説かれたのが『觀經』九品段や『大經』胎化段であると述べる。⁽⁹⁾この辺りの論理展開の仕方は隆寛とほぼ同じであると言える。

五 幸西の往生理解 『浄土法門源流章(以下「源流章」)』の幸西の項に「念仏往生具周成立、必由信心與彼仏智一念之心相応契會。此事成立任運往生」(浄全⑮593)とあるように、幸西は仏智を受け入れた如実の信を強調し、この信を得た者が浄土往生できるとする。そして『玄義分抄』に「當知乘願ハ不退、往生ハ安樂、証彼無為之法樂ハ初地」(日本大藏經(以下「日藏經」)⑨0390)、『源流章』に「具縛凡夫乘仏本願生報仏土頓入初地・・・称仏記云・・・先求浄土順次生階菩薩初地・・・念仏往生入初地」(浄全⑮592-593)とあるように、信を得て浄土(報土)往生した者は、往生後に第四十一位の初地に達するとする。これに対して仏智の一念と一体の信心を得ていない行者が往生するのが化土であり、この化土往生について示

法然門下の「往生」理解(那須)

したのが『観経』九品段であるとする⁽¹⁰⁾。但し幸西は、上三品の機は報仏の来迎を感得するので、ここで説かれる浄土は報土でもあるとする。さらに幸西は、九品段に示される化土往生は三界内の有漏善である三福散善の行を往生の因とするものであり、『大経』第十八願所誓の行である称名念佛行に依れば、九品の分け隔て無く、平等純一に報土に往生し、同じく初地の位に入ることができると説く。そして化土とは未熟の機を誘引するための方便であるという見方も示す⁽¹¹⁾。

六 親鸞の往生理解 親鸞は往生即成仏の立場に立つ。則ち他力回向の信心を賜った念仏行者は、浄土往生後、九品等の差異無く五十二位の最高位である妙覚位に、即時に到達するとの立場に立つ⁽¹³⁾。そしてその後、阿弥陀仏の本願力廻向の働きにより、五十一位あるいは四十一位から五十位の十地の位に降り、還相の菩薩として衆生救済の活動をする⁽¹⁴⁾と見る。

また親鸞は、現生において念仏行者が達している状態(正定聚)⁽¹⁵⁾についても、菩薩の階位により説明している。この場合、五十二位の中の第四十一位の初地であるとする立場と、第五十一位の等覚位であるとする立場の二種⁽¹⁶⁾がある⁽¹⁷⁾。

『観経』九品段については、自力による化土往生の形態を示したものと見、方便仮門の説と考える⁽¹⁸⁾。また『観経』九品段と『大経』三輩段を同列に見る立場⁽¹⁹⁾、『観経』の九品浄土と『大経』の疑城胎宮を同列に見る立場⁽²⁰⁾も示されている。

七 結論 念仏行者の浄土往生後の階位について、隆寛は第十一位の初住、証空は第五十一位の等覚、幸西は第四十一位の初地、親鸞は第五十二位の妙覚の位に、皆平等に到達すると説く。これらの背景には、法然が『観経』九品段を解釈する中で、廻心して専修念仏の教えに帰せば、誰でも平等に上品上生の往生ができると説いたことが考えられる。則ち上品上生段には「往生後無生法忍を悟る」と説かれているが、他の八品の解釈と相俟って、この「無生法忍」が仏道を歩む行者のどの階位に相当するかということが門下諸師にとって問題となったということである。またこれら四師は、上記のような位に平等に到達できるのは、阿弥陀仏に対する信が確立した行者に限るとした。そして報化二土説に基づき、阿弥陀仏に対する信が確立した行者の往生する土は報土、信が未確立の行者の往生する土は化土であると考え、この化土往生について説いたのが『観経』九品段であると見た。またこれを真実の信に達していない者を導くための方便と見る点も共通している。四師がこのように九品段を見る背景として、『観経』九品段と『大経』三輩段や胎化段との同列視がある。

1 拙稿「法然上人における『観無量寿経』九品段の解釈」龍谷大学33。

2 同様の立場を示す記述が、『散善義問答』にもある。ここで

隆寛は、『観經』上品上生段の「無生法忍」について、『九品往生義』の文を引き「円教に依るならば初住」とする見方を示している。(遺文集66)。

3 一方、他力の三心を具した行者は直ちに本願所成の報土に生ずることができる(遺文集44)。

4 法然にも、最晩年成立と見られる『十二問答』(昭法全633)や『禪勝房に示される御詞』(昭法全697)には、九品の浄土は阿弥陀仏の本願に基づくものではなく、釈尊の衆生を導くための方便であるということが説かれている。

5 法然は報土・化土辺地説は殆ど用いない。『四箇条問答』(昭法全699)703で報土について触れ、『東大寺十問答』(昭法全643)644で辺地について触れている程度である。

6 他に「経十地・・今乗他力、一生修因不撰多少。得之、十地功德自然彰」(『礼讃観門義』西全③508)との記述も証空が往生後、等覺位に達すると見ていたことの根拠となる。

7 この部分については「浄土の世界を横軸で見ると、すべての人天聖衆が存在しており、それらの間には全く差別相が無い。さらに差別相が無いのみならず、縦軸で見ても、これらの人天聖衆は仏と等しく異なる所がない」ということを述べていると解釈する。この点、石田充之『法然上人門下の浄土教学の研究・上巻』322-323の所説とは立場を異にする。

8 「報土無分齊、雖周円無際、別願所成故、准衆生界差別相、以無所隔、有九品不同、然如三界。故次句言勝過三界道也。世界而越世界義、深可思」(『礼讃観門義』西全③473)しかしここでも三界におけるような差ではないことが強調されている点に注意しなければならない。

9 「帶惑疑生華未発者・・然疑心説往生障、説得今往生、然

法然門下の「往生」理解(那須)

釈華未発、説疑心往生、可疑心除故也。・・此故疑不信者而已不得往生。然疑心者、猶生辺地、説有蓮中、有許疑心往生。如此意得、唯聞此法、成説皆悉生。此則説疑心往生、疑心除成生也。辺地胎生九品差別義、是為詮。可知」(『定観門義』西全③230)(※なお、この部分の解釈は石田充之(註8)書372の解釈とは立場を異にする)。

10 幸西は『大經』において化土が説かれているのは三輩段であると(日藏經90392)。

11 「観經二又報化二土ノ義アリ。報土ノ義トイハ今ノ所引、化土ノ義トイハ九品也。化土ノ義ヲ会セザルコト前ノ如シ。実ニハ又報土也。云何ガ知トナラバ、界内有漏ノ善ヲユルストキ界内同居ノ化土也。有漏ノ善トイハ第六ノ受法也。無漏無生ノ国ニ入ル生因無二ナルガ故ニ果ノ不同ナシ。無漏ノ善トイハ第九ノ受法。是仏法不思議ノ力、五乗ノ浅深、九品ノ善惡ヲエラバズ、純一二化生シテ即チ初地ニ入ル。・・是只漸機ノ為ニ漸教ヲ開シテ調機ノ方便トシ、頓機ノ為ニ階位ヲ仮立シテ頓教得益ノ分齊ヲ知シムル方便也」(『玄義分抄』日藏經90393-394)

12 以上、梯實圓『玄義分抄講述』52、380-384参照。

13 「大願清浄報土、不云品位階位。一念須臾頃速疾超証無上正真道」(真聖全②73)。「念仏衆生、窮横超金剛心故、臨終一念之夕、超証大般涅槃」(真聖全②79)。

14 『教行信証・証卷(以下「教行信証」は略)』還相廻向釈引用の『往生論註』(真聖全②108)や『如来二種廻向文』(真聖全②731-732)、『三経往生文類(広本)』(真聖全②554)に示される『大經』第二十二願文は、原文通りに読めば、浄土において一生補処(第五十一位)に住するという意味になるが、親鸞は願文の「来生我国」の時点で往生即成仏と考え、ここまでを往相の過

法然門下の「往生」理解(那須)

程とする。そして「究竟必至一生補処」以降、還相廻向が始まると考える。則ち親鸞は、成仏し五十二位に昇った後「一生補処の位(第五十一位の等覚位)」に降りて利他救済の活動をすると考えている。また親鸞の読みに従えば、この「一生補処に至ること」も「諸地之行現前し普賢の徳を修習すること」も共に還相の活動相ということになる。則ち親鸞は、還相の活動相の位階として五十一位と共に四十一位から五十位の十地を考えていたと言える。

- 15 第十一願文の「住定聚」は原文通りに解釈すれば、浄土往生後のことであるが、『一念多念証文』における第十一願文や第十一願成就文の解釈(真聖全②606)、『証卷』引用『無量寿如来会』第十一願文についての『末燈鈔』の解釈(真聖全②661)等に依れば、親鸞は『大経』第十一願文の「住定聚」を現生で解釈していたことがわかる。親鸞が第十一願文を『証卷』に示したのは、親鸞が現生において正定聚に住した状態、即ち所謂「即得往生」に達した状態についても「証」という概念で認識していたからであろう。なお『教行信証』は『証卷』還相廻向釈の前までで往相の過程を示し、還相廻向釈以降で還相の様相を説き示していると言える。

- 16 第四十一位(歡喜地)とする記述…『行卷』(真聖全②33)、『高僧和讃』第三首中の「歡喜地」の左訓(『浄土真宗聖典・原典版・校異』245上段)。第五十一位とする記述…『信卷』(真聖全②79)、『一念多念文意』(真聖全②608)、『正像末和讃』(真聖全②519)、『末燈鈔』(真聖全②661、666、667)、『御消息集』(真聖全②712)。

- 17 以上の点に関して、内藤知康氏は「浄土往生後直ちに内徳に仏果を証し、外相に菩薩相を現じる」として、時間的な流れの中での解釈を否定している。『宗祖の証果論』(龍谷教学41)だ

が菩薩の五十二の階位という視点から改めて検討した場合、四十一位あるいは五十一位から五十二位に達し、その後、五十一位あるいは四十一位から五十位の十地の位に降り、衆生救済の活動をするという流れが読み取れる以上、筆者は時間的な流れの中での解釈も成り立つと考える。恐らく親鸞における浄土往生後の菩薩の位に対する立場は、「内徳」と「外相」といった静的な概念で捉えられるものではなく、直線的な時間の流れを経文の中に読み取りつつ、しかも五十二位の妙覚位と四十一位から五十一位の還相菩薩の位とが不二一体で相即しているように見えるような立場であったと言えるのではないだろうか。なお内藤氏は上記論文で「親鸞は一仏土はただ一仏のみによって統べられるという仏教の通軌に基づいて証果論を展開した」としているが、むしろこのような従来の仏教の通軌を乗り越えようとした所に親鸞の特色があると言えるのではないだろうかと筆者は考える。

- 18 『一念多念文意』(真聖全②615)、『浄土三経往生文類』(真聖全②545、555)、『愚禿鈔』(真聖全②459)。
19 『信卷』(真聖全②73)、『化身土卷』(真聖全②144)、『愚禿鈔』(真聖全②455、456)。
20 『化身土卷』(真聖全②143、153、154)。
(※全書名の次の丸数字は巻数、次の数字は頁数。書名の次の数字は頁数。誌名の次の数字は号数)

〈キーワード〉 法然、隆寛、証空、幸西、親鸞、浄土往生、菩薩の五十二位、法然門下

(龍谷大学大学院修了)